行動規範

私たちは、どこにいても、常に規則に従って行動します。



目次

4 従業員の皆様へ

エボニックの規則

- 6 適用範囲
- 一般原則と義務
- 8 4つの目の原則
- 10 国際的に認知された人権、労働、社会的基準
- 12 環境、安全、衛生、品質
- 14 独占禁止法

16	租税とマネーローンダリング防止	26	外部へのコミュニケーション
17	貿易•輸出規制	27	社会的·政治的関与
18	汚職禁止	28	制裁と結果
20	データ保護	29	内部通報制度
21	資産・資源の利用と保護		
22	報告と資本市場規制の完全性	30	会社情報
24	利益相反		



今日のビジネス界において、企業が国内外で持続 的な成功を収めるためには、法令を遵守することが 不可欠です。

CHRISTIAN KULLMANN

エボニック インダストリーズ AG 取締役会長

従業員の皆様へ

当社は、収益性の伴った成長を実現すべく、世界で最も優れたスペシャリティケミカル企業となることを目指しています。この目標を達成するために、「集中的かつバランスの取れた製品ポートフォリオ」「イノベーション・リーダーであること」「信頼に基づく、結果志向の企業文化」を3本の柱とし、組織を挙げて戦略遂行に取り組んでいます。

当社の重視するパフォーマンス、信頼、オープンマインド、スピードは、当社の企業文化、ひいては当社の成功にとって不可欠なものです。私たちは、透明性、信頼性、公平性をもって、日々の業務に取り組みます。これは、私たちが、適用法令、社内規定、自主的に設定したコミットメントの全てを遵守しなければならないこと、つまり「コンプライアンス」を意味しています。

エボニックは、どれほど利益が得られても、コンプライアンス に反するビジネスは行いません。 コンプライアンスが当社にとって、それほど重要な理由とは何でしょうか。コンプライアンスは、ビジネスパートナー、株主、一般社会から寄せられるエボニックに対する信頼性の向上につながるものです。しかしながら、信頼はおのずと築かれるものではありません。私たちは、信頼の確保に繰り返し取り組んでいく必要があります。エボニックに対する高い評価も、社員一人の違反行為によって、大きく傷ついてしまうものです。これが、私たち全員がコンプライアンスに真摯に取り組まなければならない理由です。

当社の経営陣を代表して、従業員の皆様に、行動規範の内容を十分に理解し、責任ある行動を取っていただくようお願いしたいと思います。ご不明な点がありましたら、関連部署またはコンプライアンスオフィサーまでお問い合わせください。

AL Bown

適用範囲

本行動規範は、エボニック グループ全体 に適用されます。具体的には、



エボニックインダスト リーズAGの全従業員、



エボニックインダストリー ズAGが直接的・間接的 に株式の50%超を保有 しているか、他の方法で 支配力を行使することが できる会社の全従業員、 および



エボニックインダストリーズAGの取締役と、上記

① の企業の全ての経営陣。なお、本規範においては、これら経営陣も「従業員」という用語の中に含まれます。

エボニックが株式を所有する他の全ての関連企業についても、当該企業のマネージングディレクターは、各企業において本規範と同等の規範の実践に取り組むことが求められます。

一般原則と義務

エボニックは、コンプライアンスを、「あらゆる適用法、内部規則、 拘束力のある自発的コミットメントを遵守すること」と定義しています。 本行動規範には、主なコンプライアンス要件が明記されています。

全ての従業員は、本行動規範に明記された規則を遵守しなければなりません。そのため、本規範をよく理解し、関連する研修に参加することが求められます。

監督者(上司)は、部下のお手本となることが期待されています。 それゆえ、監督者(上司)は特別な責任を有し、監督下にある従業員 が本行動規範の規則を遵守するようにしなければなりません。

本行動規範は、内部規則によって補足することができます。内部規則は、本規範と補完し合う関係でなければならず、また、社内で十分に 伝達される必要があります。

本行動規範は、最小限の基準を定めたものであり、その国の国内法 令がこれよりも緩い場合には本規範が優先します。現地国の強行法 規に抵触する場合には、当該現地法を優先するものとします。

本行動規範に関して疑問がある場合は、疑問点を明らかにするため、直ちに関係部署やコンプライアンスオフィサーに相談するようにしてください。



4つの目の原則

エボニックが従業員に期待するのは、従業員が決定を下す際に、 自分一人で決定してもよいか、他の従業員を決定プロセスに参加 させた方がよいかを、慎重に検討してもらいたいということです。

決定には、法的あるいは経済的に大きな影響をもたらすものがあります。そのような場合、誤った決定がなされるのを防ぐことと共に、職権乱用の可能性を排除することが重要です。そのため、エボニックでは、多くの内部規則において、権限を付与された従業員2名以上が決定に参加することを定めています(4つの目の原則)。これに加え、全ての従業員は、自己の責任範囲にある決定を単独で行う権限を与えられているか、他の従業員を決定プロセスに参加させた方がよいかを、ケースバイケースで慎重に検討する必要があります。

「私たちは、「4つの目の原則」を

遵守しています。」



国際的に認知された人権、労働・社会的基準

エボニックは、国際的に認知された権利を尊重します。

エボニックは、グローバル企業として、人権に関する国際憲章の原則、国連グローバル・コンパクトの10原則、OECD多国籍企業行動指針、国際労働機関(ILO)の労働・社会的基準、社会的パートナーシップの原則などを遵守することをコミットしています。エボニックでは、人権の平等性に加え、以下の原則を特に重要視しています。

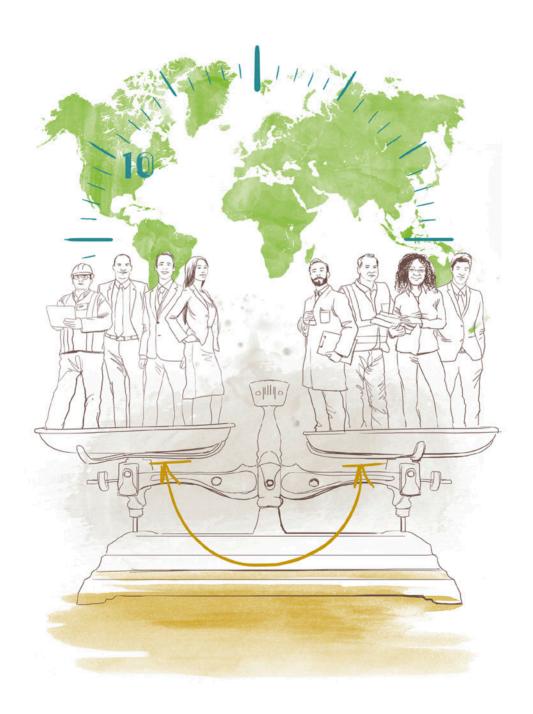
- 機会均等の権利および差別の禁止
- ・あらゆる形態の児童労働と強制労働の排除
- ・結社の自由と団体交渉権
- ・現地の市場実勢に基づいた公平な給与と福利厚生
- ・労働時間に関する適用法令の遵守

エボニックは、雇用主の視点から、機会の均等、多様性の 尊重、他者に対する公平かつ敬意に基づく処遇を重要視して います。したがって、エボニックは、各従業員がそれぞれの 職場においてこれに応じた行動をとることを期待しています。 全ての従業員は、仕事上の関係において、他者の権利および 国籍や文化の多様性を尊重しなければなりません。従業員、 その他の形式でエボニックに雇用されている者、採用内 定者、ビジネスパートナーのいずれも、人種や民族、出身地、 肌の色、性別、宗教や信条、体格、外見、年齢、性同一性など 法律で保護されている属性に基づいて、不公平な扱いを受け たり、優遇されたり、不利な立場に置かれたり、排除されたり することがあってはなりません。あらゆる形のハラスメントが 禁じられています。

エボニックは、人権侵害をもたらしたり、人権侵害を後押しするような行動を容認しません。

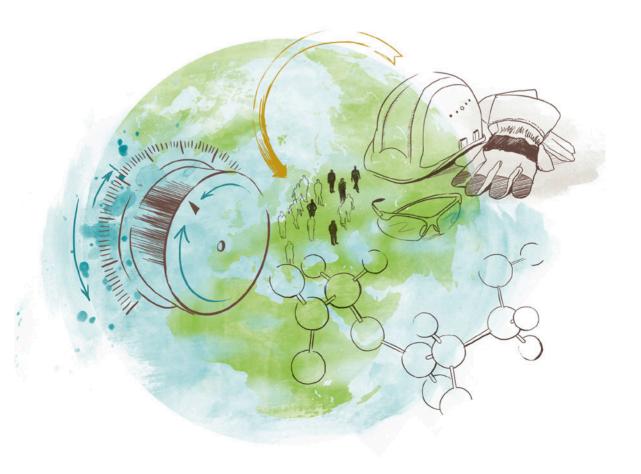
本セクションで取り上げた問題に関して懸念がある場合 には、直属の監督者(上司)、またはコーポレートレスポンシビ リティ部門や人事部門にご連絡ください。

「私たちは、お互いに公平さと敬意を持って接しています。」



環境、安全、健康、品質

エボニックは、人々の健康と安全の保護、環境への責任を企業行動の必須要素であると考えています。レスポンシブル・ケアの原則は、世界各地のエボニックの拠点で義務化されています。



エボニックは、人々のためになる製品を製造し、販売しています。製品の安全性と環境への適合は、エボニックの最優先事項です。製品と製造工程を着実に改善し、誤りを防止し、安全性をさらに高め、エネルギーと原材料の使用量を減らすため、品質管理の手法を用いています。これらの観点から、作業に従事する従業員は、適用される法的要件に従って大気、水、土壌に注意を払って利用することが求められます。例えば、廃棄物に関しては、法律の定めに従って処分しなければなりません。また、製造プラントの建設、操業、改修、拡張は、許可に関する法規制を遵守しなければなりません。

エボニックは、統一的な安全文化を確保するために高度なグローバルスタンダードを定めており、健康を守り、労働安全、プラントと輸送の安全を向上させるための対策を継続的に推進しています。

また、原材料・製造にかかわるリスクの削減にも組織的に取り組んでいます。従業員は、自分自身と他の人々に対する危険を予防するため、全ての関連安全規制を常に遵守しなければなりません。その上で、化学品の取扱いと製造に関して適用される全ての法的要求事項を遵守する必要があります。職場での安全に関しては、全従業員に責任があります。

エボニックは、エボニックの各サイトの近隣コミュニティにとって、透明性のある情報提供や住民との対話を行うなど、良き隣人であるべきです。また、顧客に対しては、法的要件に従い、製品の正しい使用方法と、製品が人と環境に与える影響を知らしめています。エボニックは、従業員が必要に応じて、各規制当局と前向きに連携することを期待しています。

------「私たちは、全ての

関連する環境と安全の規制・

規則を常に遵守しています。」

独占禁止法

エボニックは、公正な競争を行うことを約束し、独占禁止法と 競争法を遵守しています。



公正な競争は、消費者の利益になるイノベーションと高品質の 製品を生み出す動機となります。エボニックは、公正な競争 を促進し、独占禁止法と競争法を遵守しています。

全従業員は、独占禁止法とそれに対応した内部規則を厳守し、 何らかの疑いがある場合には、直ちに法務部門に相談し、 対応することが求められます。

カルテルの禁止

競合他社との間で競争を阻害する協定を結ぶことは、厳に禁じられています。このことは、たとえその相手企業がマーケットにおいて重要なポジションを占めていなくても免除されません。さらに、競合他社との間で、ある事柄について何らかの了解を取り付けることは禁じられています。多くの国々では、競争に関する重要問題について情報を与えたり、受け取ったり、交換することも認められていません。

競合他社との会合が認められるのは、反競争的でない正当 な商業的理由がある場合に限られます。

供給業者、顧客企業、販売店など、他の企業との契約や協定も、独占禁止法の制約を受ける可能性があります。特に、エボニックまたはそのビジネスパートナーが強固なマーケットポジションを有している場合に、その可能性があります。

一般に、再販価格に関して販売店に指示を出すことは禁止されています。例外もありますが、それが認められるのは極めて稀です。この点については、現地法に準拠しなければなりません。必ず法務部門の同意を事前に得る必要があります。

市場での支配的地位

多くの国々では、市場で強固な地位を築いている企業は、 特に支配的な地位にあるとみなされた場合、独占禁止法の 制約を受けます。言い換えると、市場での支配的地位を乱用 することは禁じられています。乱用に該当するか否か、ある いは支配的な地位を占めているかどうかの評価・判断に関し ては、法務部門に相談してください。

合併に関する規制

企業や事業活動の買収、出資金の引き上げ、合併の実行には、 通常、独占禁止法当局から事前に承認を得る必要があります。 これらを検討している場合には、重要な要素が検討対象から 抜け落ちないようにするためにも、早い段階で法務部門に相 談してください。当局へ届け出なかった場合のみならず、届け 出が遅延した場合も、多額の罰金が科せられ、取引の無効が 宣言される可能性があります。



租税とマネーローンダリング防止

エボニックは、全ての税法とマネーローンダリングに関する 法規制を遵守しています。

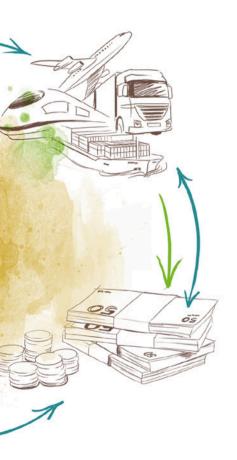
エボニックは、企業として、納税義務を果たすことの責任を認識しています。エボニックとその従業員は、世界各国で事業を展開するにあたり、適用される税法を常に遵守しています。そして、各国の税法の多様性を念頭におき、国境を越えた諸課題を標準化するための内部規則を発行しています。現地の税法がこれよりも緩い場合には、この内部規則の実施が義務付けられます。それ以外においては、従業員は現地の税法を常に遵守しなければなりません。

また、エボニックは、マネーローンダリングとテロの資金調達を 防止する全ての法律を遵守しています。マネーローンダリン グは、違法な資金を合法的なビジネスと金融システムに流し 込むことで違法な資金源を分かりにくくします。

エボニックとの間の現金の授受は、支払額が極めて少額である場合を除いて禁止されています。支払いは全て税法に則り、かつ、マネーローンダリング防止と汚職防止規制に従って行われなければなりません。

30 7, STOP

「私たちは、税制とマネー ローンダリング防止に関する 規則を遵守しています。」



貿易•輸出規制

エボニックは、核兵器、生物・化学兵器の製造、発射技術の 開発を阻止するための世界的な取り組みを支援するととも に、適用される全ての貿易と税関規制を遵守しています。

物品、サービス、技術の貿易は、国内法と国際法によって規制されています。国境を越えた物品、サービス、技術の売買では、全ての従業員が各々の責任範囲において外国貿易法と関税法を遵守しなければなりません。輸入品と輸出品は、税関当局に対して正確かつ明確に申告しなければなりません。輸入・輸出が適法に行われていることを、外国貿易の専門家が適用規制に基づいて事前に評価しなければなりません。

「私たちは、貿易・

税関規制を遵守しています。」

汚職禁止

エボニックは、あらゆる種類の汚職を禁止しています。



汚職とは、商取引や公共の職務に関連して、個人的な利得を求めたり、申し出たり、授受することをいいます。こうした利得は、当人や第三者(親族等)に贈答品や招待などの形で提供される場合があります。

汚職は、公務員が関与している場合、競争を歪め、公正さを 危うくするものであることから、ほぼ全ての国で違法とされて います。

許容されない行為

エボニックは、顧客、株主およびその他のステークホルダーの利益のために公正な競争を行うことを約束しています。また、公務員の独立性を重んじています。そのため、エボニックは「便宜を図ってもらうための支払金」を含め、あらゆる種類の汚職を禁止しています。これには、エボニックのために公的手続きの開始や、迅速な処理などの便宜を図ってもらった見返りとして公務員に資金提供することが含まれます。エボニックでは、いくつかの国の国内法よりも厳しい基準を設定しています。

現金および現金同等物による利益の提供は、たとえそれが汚職に該当しない場合でも認められていません。ただし、エボニックが発行する地域規則で例外が認められる場合があります。これについては、担当のコンプライアンスオフィサーによる許可が必要です。

許容される行為

実際には、従業員、ビジネスパートナー、公務員に対して贈答品や招待などの利得が提供されることはよくあります。こうした利得の授受は、それが適切である場合に限り認められています。ただし、適切なものであっても、利得を受け取ることによって従業員はその意思決定に影響を受けてはなりません(そのように見える場合も同様です)。

適切か否かは、主に、利益の金銭的価値、受領者の職務と地位、タイミング(交渉や意思決定プロセスのどの時点で受け取ったか)により、また利得の授受が行われた国の商慣行に応じて評価されます。

関係者(例えば、当事者の家族)への利得提供は、極めて限られた状況でしか認められません。

特に、公務員への利得提供には厳しい法的制約が適用されます。公務員に該当するのは、当局の代表者など、公職に就いている人だけではありません。大学の教授、国有企業の代表者も公務員とみなされる可能性があります。したがって、エボニックの地域規則では、公務員への利得提供は、極めて限られた範囲でしか認められていません。

ビジネスパートナーとの関係

ビジネスパートナーとの関係は、客観的な基準のみをベース としなければなりません。特にビジネスパートナーの選定に 際して、この点に注意しなければなりません。





データ保護

エボニックは、グループ全体で統一された適切なレベルの データ保護を確保しています。

エボニックは、現在の業務のためのみならず、将来の革新的なアプリケーションに対応するためにも、電子データ交換の方法を導入しています。同時に、このデータ交換の方法にはリスクが伴うことも承知しています。そのため、エボニックは、従業員とビジネスパートナーの個人情報を取り扱う際、関係する人々の人格権とプライバシーを保護し、尊重しています。これは統一されたエボニックグループ全体の基準に基づいています。

従業員は、合法性、透明性、均衡性の原則に従う場合に限り、個人に関連しているか、もしくは関連している可能性のあるデータを収集、使用、処理することができます。加えて、データの収集、使用、処理は、その必要最低限の範囲内に限り認められます(データの最小限利用)。

「私たちは、個人情報を取り扱う際に、

従業員とビジネスパートナーの

人格権とプライバシーを尊重します。」

資産・資源の利用と保護

エボニックは、会社や第三者から提供された資産・資源を 従業員が責任を持って正しく利用することを期待しています。

エボニックの資産・資源には、従業員の業務用に提供される 設備とサービスが含まれます。また、エボニックの知的財産で ある発明、特許、ブランドや事業関連の秘密情報等も含まれ ます。革新的な企業たらんとするエボニックにとって、これは 特に価値のあるものです。

エボニックの資産・資源にはITシステムも含まれます。大量のデータをデジタル方式で処理し、送信し、保存するITシステムは、エボニックの業務プロセスに不可欠な要素になっています。ITシステムに不正介入することは、システムの可用性と機能に重大な混乱を引き起こすおそれがあるため禁じられています。

全ての従業員は、責任を持ってエボニックの資産・資源を正しく取り扱うことが求められます。エボニックの資産・資源は、減失、毀損、誤用から保護されなければなりません。私的用途や業務目的以外の用途でエボニックの資産・資源を利用することは、従業員が予め明示的許可を取得していない限り、認められません。

前項の規則は、ビジネスパートナーその他の第三者に帰属する知的財産などの資産・資源にも適用されます。エボニックの資産・資源の滅失、毀損、誤用は、規則を破った従業員自身とエボニックに深刻な結果をもたらす可能性があります。

「私たちは、エボニックの資産・資源と

第三者に帰属する資産・資源を、

責任を持って取り扱います。」



報告と資本市場規制の完全性

エボニックは、報告の完全性を重んじ、適用される資本市場の法規則を遵守します。

上場企業であるエボニックにとって、株主と投資家の信頼を得ることは特に重要です。とりわけ、財務報告の正確性を担保し、全ての投資家に対する公平な情報提供を確保しなければなりません。

財務報告

正確な財務報告を担保するには、外部の規則とエボニックの 内部規則に準拠して、企業活動の全てを正確に記録しなけれ ばなりません。加えて、財務報告は、全取引の会計記録が完全 かつ正確に反映され、エボニックの純資産が正しく認識でき るものでなければなりません。

インサイダー情報

インサイダー情報とは、エボニックインダストリーズAGやその他のエボニックグループ企業などの有価証券の発行体に関する情報のほか、株式、債券などの金融商品に関するものであって、それが公知となった場合にその金融商品の価格や金融派生商品の価格に大きな影響を及ぼす可能性がある情報をいいます。

インサイダー情報は、極秘に取り扱う必要があり、違法に開 示してはなりません。従業員は、本人または第三者がそのよう な金融商品を購入・売却するために、インサイダー情報を利 用してはなりません。

また、従業員は、インサイダー取引に適用される、その他全ての規則と現地の法律を遵守しなければなりません。

「私たちは、報告の正確性を担保し、

インサイダー情報の機密を保持します。」

利益相反

個人的利益とビジネス上の利益を厳格に区別することは、 エボニックにとって極めて重要です。

従業員の個人的な関係や利害を仕事に持ち込むようなことがあってはなりません。したがって、実際の利益相反行為も利益相反と見られる行為も避けなければなりません。従業員は、利益相反があった場合、またはその可能性がある場合には、雇用法や刑法に基づく懲戒処分を受けたり、エボニックに損害が発生しないように、それを報告することが求められます。

利益相反は、以下の結果として生じる可能性があります。

- 1 副業
- 2 エボニックの競合他社、ビジネスパートナー、エボニック と関係のあるその他の企業に対して金銭的な利害を有 している場合
- ③ ビジネス上の取引や決定に、親族や関係者が関与して いる場合

1 副業

副業は、エボニックの利益を損なう可能性があります。その 理由の第一は、従業員は、エボニックとの雇用関係において、 自身の能力の全てをエボニックの利益のために注力する 義務があるということです。第二は、副業は、その従業員の業務 に関する意思決定や、第三者の意思決定に影響を及ぼす可 能性があることです。したがって、原則として従業員は、起業 活動、第三者のための商業活動等について報告することが求 められます。

この義務は、公的な活動や政治的な活動、あるいは社会的な活動や慈善活動を行っている従業員にも適用されます。 ただし、そこでの役割や活動の性質や範囲からみて、エボニックの利益を損なう可能性がない場合はこの限りではありません。

副業およびこうした活動の報告義務は、報酬の有無や、ボランティアであるか否かに関係なく適用されます。

2 エボニックの競合他社、ビジネスパートナー、 エボニックと関係のあるその他の企業に対して 金銭的な利害を有している場合

従業員は、エボニックの競合他社、ビジネスパートナー (特に、顧客、供給業者、販売店、代理店、コンサルタント、 サービスプロバイダー、エボニックと関係のあるその他の 企業)に対して、直接的または間接的に、5パーセント超の持 分を保有している場合は、エボニックに報告しなければなり ません。従業員本人ではなく親族やその他の関係者(以下参 照)が持分を保有している場合にも、従業員がその事実を認 識しているならば、この義務が適用されます。

3 ビジネス上の取引や決定に、 親族や関係者が関与している場合

従業員は、以下の親族や関係者に関連して、エボニックの業務および人事に関する決定を行う場合は、その全てを報告しなければなりません。

- · 配偶者
- パートナー
- ・両親、義理の両親、養父母
- ・子供、義理の子供、養子
- ・兄弟姉妹、片親が異なる兄弟姉妹、養子縁組による 兄弟姉妹
- 生計を一にするその他の者
- ・ 個人的、経済的、金銭的に緊密な関係を有している その他の者

______ 「私たちは、個人的利益と

ビジネス上の利益を

区別しています。」

上記のケースにおいて必要な措置

上記3つのケースのいずれにおいても、従業員は、自己の監督者(上司)と人事部門に対し、可能な限り速やかに書面で通知することが求められます。ただし、この義務が現地の適用法に抵触する場合、通知は必要ありません。

従業員は、人事部門の決定を待たなければなりません。特に、人事部門の承諾を得る前に、届出義務のある副業を引き受けたり、取引を行ったり、関連する意志決定を下すことはできません。副業の場合、エボニックの正当な利益との相反が認められなければ、承諾が与えられます。

雇用契約書に他の取り決めが定められている場合には、その取り決めを遵守する必要があります。これは、現地の強行法規に基づく現地の規則にも適用されます。

外部へのコミュニケーション

エボニックは、全てのステークホルダーと、オープンで調和のとれた信頼のおけるコミュニケーションを適時に行うことを約束しています。

従業員がエボニックに関して何らかのコメントを公に発表した場合、その内容はメディア、ビジネスパートナー、競合他社、資本市場などのステークホルダーが持つエボニックグループのイメージに影響を与えることになります。従業員が公の場で個人的な意見を述べることができますが、あたかもエボニックを代表しているかのような示唆をしてはなりません。ソーシャルメディア上では特にこのことに注意してください。エボニックを代表して公式声明を発表することができるのは、特別にその権限を与えられた者だけです。

また、エボニックは、スポンサーシップも外部へのコミュニケーションの一部であると考えており、販売促進と広報活動の目的でこれを利用しています。エボニックによるスポンサーシップは、スポーツ、文化、科学など、社会にとって重要な分野を対象としています。スポンサーシップは、内部規則の枠内で認められています。

「私たちは、エボニックを代表して発言

する権限を与えられた場合にのみ、

エボニックを代表して発言しています。」



社会的·政治的関与

エボニックは、企業と社会の相互交流にとって社会的・政治的関与が欠かせないと確信しており、様々な方法で社会的責任を果たしています。

エボニックは、文化的・社会的・宗教的・科学的・政治的活動 および慈善活動に資金や資材を寄付しています。寄付が認め られるのは、内部規則に適合する場合に限られます。

エボニックを代表して政治的主張を行う場合、透明性の原則 に基づいていなければなりません。

「私たちは、エボニックの社会的・

政治的関与は、エボニックの内部規則に

適合する場合に限られることを

認識しています。」

- 21,0

M ...

- 19,5

- 19,0

_ 18.0

- 17,5

17,0

制裁と結果

本行動規範は、エボニックと各従業員間の雇用関係の 基礎を成すものです。本規範に対する違反は、雇用の 終了、エボニックまたは第三者による損害賠償請求を 含む雇用法に基づく懲戒処分等の深刻な結果を、従業 員にもたらす可能性があります。また、本規範に対する 違反が刑事罰を構成する場合、刑事訴訟に持ち込まれ、 違反した従業員は罰金を科されたり、収監される可能 性もあります。

本行動規範に対する違反は決してエボニックの利益にはなりません(ゼロ・トレランス(不寛容)方針)。そのような違反行為を行った場合、従業員は、エボニックの利益のために行動したと主張して自己弁護することはできません。

たった一人の従業員が本行動規範に違反しただけでも、エボニックの評判に深刻な打撃を与える可能性があり、罰金と損害賠償請求などによって多大な財務上の損害が発生するおそれがあります。





内部通報制度

全ての従業員は、本行動規範に対する違反があった場合、またはその可能性がある場合には、それが従業員本人や同僚に関するものであるかどうかにかかわらず、主管部門またはコンプライアンスオフィサーに遅滞なく報告することが求められます。報告は、エボニックのイントラネット上の「コンプライアンス・ホットライン」からも行えます。

エボニックは、全ての違反(その疑いを含め)を調査しますが、最大限の注意をもってその情報の秘密を厳守します。また、違反を報告した従業員や調査に協力した従業員に対する不利益は許容しません。ただし、内部通報制度を悪用した違反の申立てがあった場合はこの限りではありません。

会社情報

エボニック インダストリーズ AG Rellinghauser Straße 1-11 45128 Essen ドイツ

取締役会

取締役会長 クリスチャン・クルマン 取締役副会長 ハラルド・シュヴァーガー トーマス・ヴェッセル、ウテ・ヴォルフ

監査役会会長

ベルント・テンヘス

登記上の事務所:エッセン 登記裁判所:エッセン地方裁判所 商業登記簿 B 19474

VAT ID番号: DE 811160003

編集責任

インターナル コミュニケーション TEL +49 201 177-3341 FAX +49 201 177-3013 info@evonik.com

連絡先

独占禁止法・コンプライアンス責任者 会社法、コンプライアンス・監査 compliance-officer@evonik.com

詳細情報

イントラネット

http://intranet.evonik.com/verhaltenskodex http://intranet.evonik.com/codeofconduct インターネット

www.evonik.de/verhaltenskodex www.evonik.com/codeofconduct

マイクロサイト

verhaltenskodex.evonik.de codeofconduct.evonik.com

代理店

BISSINGER[+]

日付:

2020年1月

ピクチャークレジット

フォト:アンドレアス・ポールマン イラスト:ジュリアン・レンツ

エボニックインダストリーズ AG Rellinghauser Straße 1-11 45128 Essen, Germany www.evonik.com

